

江東区避難行動要支援者名簿作成要領

平成 26 年 1 月 6 日

25 江福第 2156 号

(目的)

第 1 条 この要領は、災害対策基本法第 49 条の 10 に定められている災害時に自ら避難することが困難な者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援や安否確認等を行うための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）の作成及び提供に関する事項を定めることを目的とする。

(事業内容)

第 2 条 事業の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 区長は、避難行動要支援者に対する避難支援体制の構築に活用するため、区が保有する個人情報に基づき、避難行動要支援者名簿（以下「関係機関共有方式名簿」という。）を作成し、警察署、消防署及び社会福祉協議会に提供し、拠点避難所へ設置する。
- (2) 区長は、関係機関共有方式名簿に登録されている避難行動要支援者からの同意に基づき、災害協力隊又は災害協力隊としての活動が困難な場合におけるマンション管理組合、自治組織等（以下「災害協力隊等」という。）、民生・児童委員及び地域包括支援センター（以下「地域団体等」という。）に対し避難行動要支援者名簿（以下「同意方式名簿」という。）を提供する。
- (3) 区長は、第 1 号により関係機関共有方式名簿に登録されている者のほか、災害時に支援を希望する者からの名簿登録の届出の受付及び登録を行う。
なお、届出により登録した者についても、関係機関共有方式名簿及び同意方式名簿（以下「各名簿」という。）に登録する。
- (4) 災害協力隊等及び災害協力隊等から依頼を受けたその他の地域団体等は、ボランティア精神に基づく任意の協力により、区から提供される同意方式名簿に登録されている者に対し、訪問等調査を実施する。

(名簿登録者)

第 3 条 名簿に登録する者は次に掲げる者とする。

- (1) 関係機関共有方式名簿に登録する者は次に掲げる者とする。
 - ア 75 歳以上のひとり暮らしの高齢者又は 75 歳以上のみの世帯の世帯員である者
 - イ 介護保険制度における要介護 3 から 5 に該当する者。ただし、特別養護老人ホームに入所している者を除く。
 - ウ 身体障害者手帳の肢体不自由（各個別等級）、視覚障害及び聴覚障害の 1 級から 2 級に該当する者
 - エ 愛の手帳の 1 度から 2 度に該当する者
- (2) 同意方式名簿に登録する者は、前号の関係機関共有方式名簿に登録される者のうち、江東区避難行動要支援者名簿の外部提供同意書（第 1 号様式。以下

「同意書」という。)により地域団体等に対する名簿の提供について同意を得た者とする。

なお、同意書の提出は、原則郵送による送返信で行い、初回は関係機関共有方式名簿に登録される者全員に対して行い、2回目以降は以下に掲げる者に対して3年毎に実施するものとする。

ア 前回の同意書発送後に新たに関係機関共有方式名簿に登録された者

イ 前回の同意書発送において同意を得られなかった者

また、同意書発送年度以外は江東区避難行動要支援者名簿の登録届出書兼外部提供同意書(第2号様式。以下「届出書」という。)で同意方式名簿への登録を受け付ける。

(3) 前条第3号の規定により、第1号に該当しないが、災害時の避難に支援を希望する者は、届出書で登録を届け出ることができる。

ただし、登録の届出ができる者は、以下に掲げる者とし、乳幼児は満6歳に到達した日の翌日、妊産婦は登録時に申請のあった、支援が必要な期間(期間の届出がない場合は登録の日から1年間)を経過した後に登録を廃止する。

ア ひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯の世帯員である者

イ 介護保険制度における要支援1から2及び要介護1から2に該当する者

ウ 身体障害者

エ 知的障害者

オ 精神障害者

カ 人工呼吸器を使用する者

キ 難病患者

ク 乳幼児

ケ 妊産婦

コ 日本語での意思疎通が不自由な外国人

サ その他災害時に支援を必要とする者

2 前項第2号の同意並びに第3号の届出及び同意は、本人に意思能力がない場合、代理申請できるものとする。代理申請できる者は、親族及びその他代理申請者として区長が認めた者とする。

(名簿に記載する項目)

第4条 各名簿に記載する項目は、次のとおりとする。

(1) 氏名

(2) 性別

(3) 生年月日

(4) 住所又は居所

(5) 電話番号

(6) F A X 番号

(7) 登録事由(前条第1項第1号に掲げる身体等の状態の別をいう。)

(8) 同意・届出の有無

(前条第1項第2号に掲げる同意の有無又は同項第3号による登録の届出の有無)

(9) その他区長が特に必要と認める事項

- 2 前項第4号の住所は原則として住民基本台帳上の住所とする。なお、居所が住所と異なる場合、避難行動要支援者又は代理申請者は、江東区避難行動要支援者名簿居所登録届(第3号様式)により区長へ届け出るものとする。

(訪問等調査の実施)

第5条 訪問等調査を実施する者は、原則として避難行動要支援者の居住地を担当している災害協力隊等とする。

- 2 災害協力隊等は、ボランティア精神に基づく任意の協力のもとに江東区避難行動要支援者調査票(個別避難計画)(第4号様式。以下「個別避難計画」という。)を使用して訪問等調査を実施するものとする。
- 3 災害協力隊等は、訪問等調査の実施により記入を終えた個別避難計画の原本を保管し、その写しを防災計画課に提出する。防災計画課は提出された個別避難計画の写しを拠点避難所に設置する。
- 4 民生・児童委員及び地域包括支援センターの職員は、災害協力隊等から依頼を受けた場合、訪問等調査を代行できるものとする。
- 5 調査を代行した者は、作成した個別避難計画の原本を災害協力隊等に提出しなければならない。
- 6 訪問等調査の実施が困難な場合は、郵送により個別避難計画を作成する。
- 7 前各項の規定にかかわらず、届出書の中で人工呼吸器使用の記載があった場合、保健相談所の保健師が中心となって訪問等調査を実施する。保健相談所は、訪問等調査の実施により記入を終えた個別避難計画の原本を保管し、その写しを災害協力隊等、保健所及び防災計画課に提出する。防災計画課は提出された個別避難計画の写しを拠点避難所に設置する。

(登録の取下げ)

第6条 同意方式名簿に登録された者が登録を取り下げようとするときは、江東区避難行動要支援者名簿登録の取下届(第5号様式)により区長へ届け出るものとする。

(登録の削除)

第7条 関係機関共有方式名簿に登録された者が、登録の削除を希望するときは、江東区避難行動要支援者名簿の登録削除届(第6号様式)により区長へ届け出るものとする。

(名簿の更新等)

第8条 区長は、原則として年1回、各名簿を更新するものとする。

- 2 区長は、警察署、消防署、社会福祉協議会、拠点避難所及び地域団体等(以下「避難支援等関係者」という。)に対し、更新した各名簿を提供するとともに、更新前の各名簿を回収する。

(個人情報の保護)

第9条 区長は、名簿の提供を受ける避難支援等関係者に、各名簿に登録されている者の個人情報を保護するため、江東区避難行動要支援者情報の取扱いに関する教示書（第7号様式）に定める事項を遵守させなければならない。

2 区長は、関係機関共有方式名簿を提供するに当たり、警察署、消防署及び社会福祉協議会と個人情報の取扱いについて明記した協定を締結し、拠点避難所の管理取扱者（学校長）に江東区避難行動要支援者名簿管理取扱者届（第8号様式）を提出させなければならない。

3 区長は、同意方式名簿を提供するに当たり、地域団体等に江東区避難行動要支援者に係る秘密の保持に関する誓約書（第9号様式）を提出させなければならない。

4 区長は、原則として手渡しで各名簿を避難支援等関係者へ提供するものとし、名簿の提供に当たり受領書（第10号様式）を提出させるものとする。なお、やむを得ず手渡しができない場合は、配達証明郵便など送達過程や受取者が記録され、これを確認できる方法によるものとする。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則（令和7年3月14日6江福福第1382号）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

江東区避難行動要支援者名簿の外部提供同意書

江 東 区 長 殿

私は、災害対策基本法に基づき江東区が作成する避難行動要支援者名簿を、消防署、警察署、社会福祉協議会、災害協力隊等、民生・児童委員、長寿サポートセンター【地域包括支援センター】（以下「避難支援等関係者」という。）へ提供し、拠点避難所に設置することに同意いたします。

また、私は、避難支援等関係者が個別避難計画作成のための調査や防災啓発のため、電話や訪問などをすることを了承いたします。

【登録者】

年 月 日

氏 名			
住 所			
生年月日		性 別	

【ご本人署名欄】 上記のことに同意される方は、以下に署名をお願いします。

ふりがな			
氏 名			
同 居 者	有 ・ 無	電話番号	()
		FAX 番号	()

【代理申請者】 ※代理申請される場合にご記入ください。

氏名		登録者との関係	
住所		電話番号	()

※同意の意思は、原則として取下げの届出をしない限り自動継続します。ただし、訪問等調査により連絡が取れない場合などはこの限りではありません。

第2号様式（第3条関係）

江東区避難行動要支援者名簿の登録届出書兼外部提供同意書

江 東 区 長 殿

私は、災害対策基本法に基づき江東区が作成する避難行動要支援者名簿への登録を届け出ます。また、登録内容に変更が生じた場合は、すみやかに届け出ます。

なお、私は以下の事項について同意します。

- ① 避難行動要支援者名簿を、消防署、警察署、社会福祉協議会、災害協力隊等、民生・児童委員及び長寿サポートセンター（地域包括支援センター）（以下「避難支援等関係者」という。）へ提供し、拠点避難所に設置すること。
- ② 避難支援等関係者が個別避難計画作成のための調査や防災啓発のため、電話や訪問などをする場合があること。

【登録者】

年 月 日

ふりがな				男 ・ 女
氏 名				
住 所	江東区			
生年月日	年 月 日生	電話番号	()	
同 居 者	有 ・ 無	FAX 番号	()	
該当箇所を丸で囲ってください。 1 お一人暮らしの高齢者の方または高齢者のみの世帯の方 2 要介護認定を受けている方 3 身体障害者手帳をお持ちの方 4 愛の手帳をお持ちの方 5 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 6 人工呼吸器を使用している方 ※1 7 難病を患っている方		8 乳幼児 ※2 9 妊産婦 ※2 支援が必要な期間 (年 月 日まで) 10 外国人（意思疎通が不自由な方） 11 その他 () ※1 人工呼吸器を生命維持のためにほぼ常時使用している方 ※2 乳幼児は満6歳に達した日の翌日、妊産婦は期間のお届けがない場合、登録の日から1年後に登録を廃止します。		

【代理申請者】 ※代理申請の場合

氏名		登録者との関係	
住所		電話番号	()

第3号様式（第4条関係）

江東区避難行動要支援者名簿居所登録届

江 東 区 長 殿

私は、災害対策基本法に基づき江東区が作成する避難行動要支援者名簿について、以下の居所を登録することを届け出ます。また、居所に変更が生じた場合は、すみやかに届け出ます。

【登録者】

年 月 日

ふりがな				男 ・ 女
氏 名				
住民基本 台帳法上 の住 所				
居 所	江東区 <u>※この届出により、住民基本台帳の住所ではなく、本欄記載の居所を 避難行動要支援者名簿に登録します。</u>			
生年月日	年 月 日生	電話番号	()	
同 居 者	有 ・ 無	FAX 番号	()	

【代理申請者】 ※代理申請の場合

氏名		登録者との関係	
住所		電話番号	()

第4号様式（第5条関係）

隊コード	名簿No.
整理番号	拠点避難所

江東区避難行動要支援者調査票（個別避難計画）

裏面の[趣旨]をお読みください。

作成日 年 月 日

ふりがな		生年月日			
氏名		性別	男・女	同居者	有・無
住所					
電話番号		FAX番号			
居住地域					

調査の同意及び避難行動要 支援者の状況	☐ 施設に入所									
	☐ 調査を辞退します。									
	☐ 趣旨（裏面）を踏まえ、調査を了承します。 （下段のいずれかにチェックをつけてください。）									
	☐ 避難所まで支援者による介助が必要 ☐ 避難所まで支援者による同行（見守り）が必要 ☐ 自力での避難が可能であるが、安否確認や声掛けが必要 ☐ 同居者等による支援により避難可能であるが、安否確認が必要									
本人に確認のうえ ☐ 欄にチェックし てください。										
建物の状況	エレベーター	有・無	私は			階建ての			階に居住しています	
該当しているものがあれば、 ☐ にチェックを付けてください。										
☐ 杖 ☐ シルバーカー ☐ 車いす使用 ☐ 寝たきり										
メモ欄										

避難 支援等 実施者	氏名（機関名）	関係・所属	
	住所	電話番号	（ ）
	氏名（機関名）	関係・所属	
	住所	電話番号	（ ）

緊急時の 連絡先	氏名（機関名）	登録者との関係	
	住所	電話番号	（ ）
	氏名（機関名）	登録者との関係	
	住所	電話番号	（ ）
	氏名（機関名）	登録者との関係	
	住所	電話番号	（ ）

代理 申請者	氏名	登録者との関係	
	住所	電話番号	()

調査票作成者名	()
---------	-----

[趣旨]

この調査は、貴殿が避難行動要支援者名簿の外部提供に同意したことに基づく調査であり、日頃の予防活動や災害時の避難支援に役立てます。また、本調査票は、後日複写して江東区に提出します。

なお、この調査は、災害時の支援を保証するものではなく、避難支援等実施者は、ボランティア精神に基づき支援するものであり、法的な責任や義務を負うものではありません。

第5号様式（第6条関係）

江東区避難行動要支援者名簿登録の取下届

江 東 区 長 殿

江東区避難行動要支援者名簿の登録届出書兼外部提供同意書等において届け出た避難行動要支援者名簿の登録について、このたび、登録が不要となりましたので、取り下げいたします。

年 月 日

住 所：

氏 名：

電話番号：

第6号様式（第7条関係）

江東区避難行動要支援者名簿の登録削除届

江 東 区 長 殿

私は、災害対策基本法第49条の10に定められている災害時に特に支援を要する者（避難行動要支援者）に該当しないため、江東区避難行動要支援者名簿からの削除を申請します。

年 月 日

住 所：

氏 名：

電話番号：

第7号様式（第9条関係）

江東区避難行動要支援者情報の取扱いに関する教示書

（避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例等の遵守）

第1条 避難行動要支援者名簿を保管、管理、使用又は閲覧する者は、災害対策基本法第49条の13に定めるところにより、避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならず、個人情報の保護に関する法律、江東区避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例及び本教示書に定める個人情報の取扱いについて遵守しなければならない。

（用語の定義）

第2条 この教示書において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- （1）「避難行動要支援者」とは、災害対策基本法第49条の10に定められている災害時に自ら避難することが困難な者をいう。
- （2）「避難行動要支援者名簿」とは、避難行動要支援者の避難支援や安否確認等を行うための基礎となる名簿をいう。
- （3）「個別避難計画」とは、江東区避難行動要支援者名簿作成要領に定める避難行動要支援者調査票（個別避難計画）（第4号様式）をいう。
- （4）「名簿管理者」とは、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を保管及び管理する者をいう。
- （5）「名簿使用者」とは、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を使用及び閲覧する者をいう。
- （6）「管理取扱者」とは拠点避難所の学校長をいう。
- （7）「誓約書」とは、江東区避難行動要支援者名簿作成要領に定める江東区避難行動要支援者に係る秘密の保持に関する誓約書（第9号様式）をいう。

（誓約書の提出）

第3条 名簿管理者及び名簿使用者は、避難行動要支援者名簿を保管、管理、使用又は閲覧するに当たり、事前に区へ誓約書を提出しなければならない。

（個人情報保護に関する基本事項）

第4条 名簿管理者及び名簿使用者は、避難行動要支援者の個人情報を保護するため、以下に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）避難行動要支援者に関して知り得た情報を他人へ漏らさないこと。
- （2）避難行動要支援者に関して知り得た情報を目的外に使用しないこと。
- （3）避難行動要支援者に関して知り得た情報を第三者に提供しないこと。
- （4）避難行動要支援者に関して知り得た情報を避難行動要支援者名簿又は個別避難計画以外に記録しないこと。

(訪問等調査実施方法及び実施時における個人情報管理)

第5条 訪問等調査を実施する者は、原則として避難行動要支援者の居住地を担当している災害協力隊等の名簿管理者及び名簿使用者とする。

2 災害協力隊等は、ボランティア精神に基づく任意の協力のもとに訪問等調査を実施するものとする。

3 民生・児童委員、地域包括支援センターの職員は、災害協力隊等から依頼を受けた場合、訪問等調査を代行できるものとする。

4 訪問等調査を実施する者は、以下に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 訪問による調査を実施する場合には、避難行動要支援者名簿を持ち歩かず、個別避難計画のみを持参すること。

(2) 個別避難計画の搬送に当たっては、口を閉じることができるカバン等に入れて行うこと。

(3) 個別避難計画は、紛失を防ぐために、バインダー等に固定し、容易に外れないようにしておくこと。

(4) 個別避難計画が他人の目に触れることがないよう配慮すること。

(5) 訪問等調査の拒否の意思表示を受けた場合は、調査を中止すること。

(6) 災害協力隊等から依頼を受けて調査を代行する者は、当該災害協力隊等より個別避難計画の原本を受領のうえ訪問等調査を行い、実施後は作成した個別避難計画の原本を災害協力隊等に提出しなければならない。

(避難行動要支援者名簿の保管)

第6条 名簿管理者及び管理取扱者は、避難行動要支援者名簿及び作成した個別避難計画の保管及び管理に際し、以下に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 施錠が可能な保管庫等で厳重に保管すること。

(2) 複製又は複写をしないこと。

(3) 毀損や内容過誤等により個別避難計画を処分する場合には、区へ返却すること。

(災害時における避難行動要支援者名簿の使用)

第7条 名簿管理者及び管理取扱者は、災害対策本部が設置される災害時には避難行動要支援者の避難支援に必要な範囲に限り、学校避難所運営協力本部連絡会の構成員及び地域住民等の近隣支援者に名簿を閲覧させることができる。なお、災害時に閲覧する者については、第3条に定める誓約書の提出は不要とする。

(避難行動要支援者名簿の返還)

第8条 名簿管理者及び管理取扱者は、新たな避難行動要支援者名簿の配付を受けたときは、古い避難行動要支援者名簿を原則として区へ手渡しで返却しなければならない。なお、やむを得ず手渡しできない場合は、配達証明郵便など送達過程や受取者が記録され、これを確認できる方法によるものとする。

(その他)

第9条 このほか定めのない事項は、区の指示を受けなければならない。

第8号様式（第9条関係）

江東区避難行動要支援者名簿管理取扱者届

江 東 区 長 殿

江東区避難行動要支援者名簿について、下記により適切に管理します。

年 月 日

【管理取扱者（学校長）】

学 校 名	
所 在 地	
氏 名	
電 話 番 号	

【保管場所】

--

第9号様式（第9条関係）

江東区避難行動要支援者に係る秘密の保持に関する誓約書

江 東 区 長 殿

我々は、江東区避難行動要支援者名簿作成要領に基づく避難行動要支援者名簿等の共有に関し、災害対策基本法、個人情報の保護に関する法律、江東区避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例及び江東区避難行動要支援者情報の取扱いに関する教示書の趣旨を尊重して関係規定を遵守し、避難行動要支援者に関して知り得た情報を第三者へ漏らさず、提供のあった情報について、施錠可能な保管庫等に保管し、私的利用をしないことを堅く誓います。

年 月 日

所属団体			
所在地			
代表者			

【名簿管理者】

所属・氏名			
住 所		電話番号	()

※本人の署名（自己の氏名を手書きすることをいう。）があれば押印は不要

【名簿使用者】

所属・氏名			
住 所		電話番号	()
所属・氏名			
住 所		電話番号	()
所属・氏名			
住 所		電話番号	()

受 領 書

江 東 区 長 殿

避難行動要支援者名簿（名簿番号_____）を受領いたしました。

年 月 日

団体名_____

職・氏名_____

電話番号_____